

○神奈川県警察死体取扱要綱の制定について

(平成 27 年 3 月 25 日 例規第 12 号 神捜一発第 15 号)

この要綱は、刑事訴訟法、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行令、犯罪捜査規範、検視規則、国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則及び死体取扱規則に基づき、適正な死体の取扱い及び犯罪死の見逃しの防止を目的として、神奈川県警察における死体の取扱いについて必要な事項を定めたものである。